

電気通信主任技術者及び工事担任者の資格試験事業

(総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課)

1. 事務・事業の概要

電気通信主任技術者及び工事担任者の資格試験事業とは、事業用電気通信設備の工事・維持・運用を監督するための電気通信主任技術者資格及び端末設備又は自営電気通信設備を接続する工事・監督をするための工事担任者資格に係る試験事務を行うものです。

2. 指定、登録等の基準

電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）

（指定試験機関の指定等）

第七十四条 総務大臣は、その指定する者（以下「指定試験機関」という。）に、電気通信主任技術者試験又は工事担任者試験の実施に関する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

- 2 指定試験機関の指定は、総務省令で定める区分ごとに、試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 4 総務大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の試験事務を行わないものとする。

（指定試験機関の指定の基準）

第七十五条 総務大臣は、前条第二項の申請に係る区分の試験事務につき他に指定試験機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適確な実施のために適切なものであること。
 - 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
 - 三 試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて試験事務が不公正になるおそれがないこと。
- 2 総務大臣は、前条第二項の申請をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定試験機関の指定をしてはならない。
 - 一 一般社団法人又は一般財団法人以外の者であること。
 - 二 この法律又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者であること。
 - 三 第八十四条第一項又は第二項の規定により指定を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者であること。
 - 四 その役員のうちに、次のいずれかに該当する者がいること。
 - イ 第二号に該当する者

- ロ 第七十七条第三項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人日本データ通信協会	6013305001870	昭和 60 年 4 月 ※1 平成 17 年 8 月 ※2	住所：東京都豊島区 巣鴨 2-11-1 ホウライ巣鴨ビル 6, 7 階 電話番号：03-5907- 5139(代表)	指定試験機関の指定の基準に適合するため

※1 電気通信主任技術者試験に係る指定試験機関としての指定の時期

※2 工事担任者試験に係る指定試験機関としての指定の時期

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答 特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
・試験手数料（電気通信主任技術者試験） 全科目受験、2科目受験及び1科目受験：29,000円 全科目免除：14,700円	電気通信事業法施行令(昭和60年 政令第75号)別表第2 電気通信主任技術者規則(昭和60 年郵政省令第27号)第16条の2
・試験手数料（工事担任者試験） <第一級アナログ通信、第一級デジタル通信、総合通信 > 全科目受験、2科目受験及び1科目受験：14,600円 全科目免除：9,400円	工事担任者規則(昭和60年郵政 省令第28号)第14条の2
・試験手数料（工事担任者試験） <第二級アナログ通信、第二級デジタル通信> 全科目受験、2科目受験及び1科目受験：9,800円 全科目免除：6,300円	

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果（令和6年9月1日現在）

見直しを行った結果、特段の改善を要するものではありません。

7. 政策評価

別添のとおり。